

山口農政事務所交渉（全農林労働組合中国四国地方本部山口分会）

議 事 要 旨

1 開催日時：平成22年7月21日（水） 19：30～20：15（45分）

2 場 所：山口農政事務所別館大会議室

3 出席者：

山口農政事務所	浦田	高宣	所長
〃	宗像	利治	次長
〃	野田	修次	消費・安全部長
〃	熊木	明廣	食糧部長
〃	阿佐	力	統計部長
〃	秋田	正行	総務課長
〃	原	秀昭	総務課課長補佐
〃	藤田	真一	総務課職員係長

山口分会	田中	信義	委員長
〃	板垣	正親	副委員長
〃	伊藤	泰生	書記長
〃	田中	信夫	財政部長
〃	西山	和正	執行委員
〃	松田	公夫	執行委員
〃	高辻	毅	執行委員
〃	瀬来	亘	執行委員
〃	脇本	雅子	執行委員
〃	村田	和美	執行委員
〃	上川	正蔵	執行委員
〃	西嶋	昭二	執行委員
〃	田邊	伸也	執行委員

4 議 題：農林水産省改革の検証について
実効ある超過勤務縮減対策の実施について
（全農林中国四国地方本部山口分会提出 別添「要求書」）

5 議事概要：

総務課長：本日の交渉に先立ち、国家公務員法108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告します。

全農林労働組合中国四国地方本部山口分会から提出された要求事項が、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、要求書の3の「農林水産省改革の検証について」と5の「実効ある超過勤務縮減対策の実施について」とし、その他の事項については、権限外事項であることや管理運営事項に該当することから、要望事項として承るとの整理を行いました。

それを前提として、交渉を開始します。

それでは、要求書の提出と、対象事項の趣旨について説明をお願いします。

(要求書提出)

委員長：総務課長から予備交渉の結果について説明がありましたが、この要求書に書いてある要求は職員が日ごろから不安に思っていること等を積み上げたものです。切実なものとしてよろしくお願いします。

3の「農林水産省改革の検証について」ですが、各課長等が主体となり検証されていますが、山口農政事務所として検証の結果を説明していただきたい。

またその結果を生かして今後につなげていただきたい。

5の「実効ある超過勤務縮減対策の実施について」は、組織改革、新規業務がある中、昨年の方会の調査では超過勤務の大幅な増加が結果として出ています。

対外的な業務によるものについては積極的に対応していただきたい。

超過勤務をゼロにするのは大変難しいが、不要な超過勤務については適切に対応していただきたい。

各項目について、管理職として意識を持つて的確な判断のもと対応していただきたい。

所長：我々を取り巻く情勢は大変厳しいものがあります。

私から、予備交渉において交渉ルールに基づいて交渉事項とされた項目について回答を申し上げます。

農林水産省では、平成20年11月に報告された「農林水産省改革のための緊急提言」を踏まえた農林水産省の業務・組織改革がスピード感を持って行われるよう、12月に「農林水産省改革の工程表」を策定し、工程表に沿って、改革事項を全省的に検証し、継続的な改革を進めていくため、その推進役として「農林水産省改革推進室」が設置され、工程表に盛り込まれた改革の工程管理等を行うことにより、農林水産省改革の実現を図っているところです。

山口農政事務所では、農林水産省改革の工程表及び中国四国農政局の工程表を踏まえて、21年5月に「山口農政事務所の工程表(未定稿)」を定め、業

務改革の取組状況等、進行管理を行っているところです。

農林水産省では、農林水産省改革の取組の効果が永続的なものとなるよう徹底するため、毎年9月を「国民視点確認月間」とし、全省的に国民視点に立った業務が遂行されているか点検をすることとしています。山口農政事務所においても、各課、センターにおいて、それぞれの業務の運営が国民視点に立ったものとなるために、どのような取組や工夫を行っているか確認し、不十分な点や課題があれば、それらに対してどのような対策を講じるべきかを、各課・センターごとに職員全員で話し合い、その「業務再点検結果報告」を公表してきたところです。

平成22年度においては、4月に本省改革推進室長と管理職・職員と別個の意見交換を行い、所内全体の改革状況を確認でき、取組促進に向けた意識が改めて醸成されたところです。また、再点検結果（フォローアップ）を踏まえた山口農政事務所の工程表を、4月以降掲示板に7回掲載し、職員自ら確認、実行できるように努めてきました。

これまでの検証においては、農業者と消費者との意見交換の場の設定、一層の「傾聴」の実践、リスクシミュレーションの機会拡大といった改善点があげられています。

6月には「業務再点検結果報告」の事項について、職員全員で再確認し、事項ごとに実施状況を話し合いました。その結果、取組がまだ弱い（できていない）事項について、特に所掌業務については確実に取組むこととしています。

さらに7月には、それらの実施状況を職員全員で話し合い、その結果をもとに「業務改善の実施状況報告」として取りまとめることとしています。

委員長：今後、取組に対する検証が行われる予定ですが、職員の取組に対するトーンが下がっているように思われます。今後に生かすためにも現在の取組において、当局と職員の方向が違わないようにしていただきたい。また、事あるごとに説明をお願いしたい。

所長：ご指摘については了解しました。

管理職、職員ともに報・連・相を主体に行い、風通しのよい職場になるよう努めてまいりたい。

それでは「実効ある超過勤務縮減対策の実施について」の回答を申し上げます。

超過勤務については「不要不急の超勤はしない、させない」の考えのもと、平成19年12月21日に開催した山口農政事務所超過勤務縮減委員会において決定された「山口農政事務所超過勤務縮減対策」に基づき、以下の取組を進めています。

- ① すべての職員において自らの問題として受け止め、計画的な業務遂行等に努める。
- ② 管理者は職員の超過勤務の状況を的確に把握し、特定の職員に偏ることのないよう努める。

- ③ 事前命令の徹底（16時30分まで）を図り、事前に十分な精査を行う。
- ④ 毎週水曜・金曜は定時退庁日とし、事前に声かけ等を行う。
- ⑤ 定時退庁日の超勤及び週休日等に勤務を命じる場合は、総務課長へ事前登録する。
- ⑥ 管理者は、超勤時間が1カ月31時間を超えた職員が発生した場合は、緩和措置等の検討を行う。

この結果、抜本的な縮減対策とはなっていないものの、人員が大幅に減少する中、超過勤務の増加が抑制されている状況です。

平成22年度については、5月28日に第1回の超過勤務縮減対策委員会を開催し、「山口農政事務所超過勤務縮減対策」を再確認したうえで、過去5カ年の山口農政事務所における一人当たりの超過勤務時間等を踏まえ、平成22年度の勤務の動向を想定するなかで、今後の改善策を含む取組を決定したところです。

その内容としては

- ① 「山口農政事務所超過勤務縮減対策」の再確認と実効ある取組への意識の徹底を図ること。
- ② 毎月はじめの部長会議において、縮減対策を議題とし、前月実績及び発生原因を分析し、改善策等の検討を行い、実効ある超過勤務縮減となるよう適切な業務運営に努める。
なお、業務運営に当たっては職員とコミュニケーションをとりながら進める。
- ③ 事前命令の徹底を図り、課長等は超過勤務の申し出があった場合は、真に必要な業務内容の精査を十分に行う。
- ④ 打合せ、会議に当たっては、事前に資料を配布し効率的な開催を心掛ける。

平成22年4月から6月については、超過勤務時間は前年度を少し上回っていますが、定員減の中で地域課における戸別所得補償モデル対策及び統計部・センターでの新規調査にかかる超過勤務を除けば、前年を少し下回る状況となっています。

今後、戸別所得補償モデル対策や米トレーサビリティ業務の一層の推進を図ることになりますが、上記の取り組みを徹底し、実効ある超過勤務縮減に努めていきたい。

委員長：所長もしっかり認識をされているようですので、今後も引き続き計画的な対応をお願いしたい。

管理職がしっかり職員とコミュニケーションを取り、気配りと業務内容の把握を行い、適切な対応に努めていただきたい。

ありがとうございました。

(終 了)

中国四国農政局
山口農政事務所長
浦田高宣 殿

全農林労働組合中国四国地方本部山口分会
委員長 田中信義



要 求 書

私たちの雇用、賃金、労働条件は、総人件費削減政策、国の出先機関見直しなどの公務を巡る厳しい情勢にあります。国民の期待に応じていくためには、雇用の安定と公務員に相応しい労働条件が確保されなければなりません。

この要求は、組合員の総意に基づき決定した緊急に解決を要する事項です。

貴職におかれましては、農林水産政策の着実な遂行と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決にむけ特段の努力をされるよう強く要求します。

なお、この要求に対する回答を7月30日までに行われるよう申し添えます。

記

1. 新たな農林水産政策の推進について

戸別所得補償制度に関する業務及び米トレーサビリティに関する業務等、新たな農林水産施策の円滑な実施を図るため、山口農政事務所として、今後のスケジュール等を明確にするとともに、予算及び人員を確保すること。

2. 農林水産省の再編について

平成22年10月1日に実施される予定であった農林水産省の再編については、「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」が廃案になったことから、今後の組織及び業務運営等が不明確となった。

このことから、以下の事項について説明を求めます。

- (1) 今後のスケジュール
- (2) 平成22年10月1日以降の山口農政事務所の業務運営について
- (3) 平成22年10月1日以降の山口農政事務所の人員配置の考え方

3. 農林水産省改革の検証について

農林水産省改革については、昨年来から、工程表を基に検証されてきたところですが、山口農政事務所として、平成22年度に入ってからからの検証結果を説明願いたい。

4. 各種業務に関する説明について

最近、掲示板を活用した業務に関する説明が行われているところですが、直接労働条件に関する内容に関しては、山口農政事務所内では、管理者として、各課員に対して口頭により説明を願いたい。

5. 超過勤務縮減等にかかる課題

厳格な勤務時間管理体制を確立するとともに、事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。